

子 発 0 7 0 6 第 3 号
平 成 3 0 年 7 月 6 日

各 〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

また、児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭の環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、今般、乳児院・児童養護施設において、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」を別添のとおり取りまとめたので、通知する。

貴職におかれては、内容について御知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、乳児院や児童養護施設等の関係機関に対し周知を図るとともに、別途通知している「都道府県社会的養育推進計画」の策定と併せて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、一層の取組をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

（別添）

乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方
2. 多機能化・機能転換のあり方
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 - ①施設養育の専門性の強化
 - ②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化
2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み
2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

（参考）乳児院・児童養護施設における取組事例

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- 平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立した。この改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。
- 子どもの家庭養育優先原則を規定した児童福祉法第 3 条の 2 では、
 - ① 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
 - ② ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、
 - ③ 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。
- これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と、里親等委託率（乳幼児 75%、学童期以降 50%）や特別養子縁組の成立件数（年間 1,000 件以上）等の具体的な数値目標が示された。
- また、「新しい社会的養育ビジョン」では、「できる限り良好な家庭の環境」である施設入所対象となる子どもは、家庭での養育が困難な子ども及び年長でこれまでの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもとされ、家庭養育を優先させるため、そのような施設の入所期間は、乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内、長くて 3 年を原則とするとした。そのような子どもへのケアを実現するために、原則として概ね 10 年以内を目途に、小規模化（最大 6 人）・地域分散化し、常時 2 人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職（医師等）対応ができる高機能化を行い、生活単位は最大 4 人の小規模で 4 施設までの集合で行うべきとされている。
- これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長でこれまでの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、「できる限り良好な家庭の環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等

を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

- 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化は、子どもの最善の利益を保障するためのものであることを関係者は共有すべきである。
- この「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」は、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえ、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の目指すべき方向性を中心に記述し、施設及び自治体関係者との認識を共通とするとともに、平成 30 年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。
- 本書は、平成 30 年度の予算・制度を前提としたものであるが、家庭養育優先原則の徹底に向けて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を更に進めていくためには、これらに必要な人員配置をはじめ、必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019 年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、本書も逐次改正していく。
- また、各施設は本書を参考として検討を進めていくことになるが、実現のためには都道府県等においても、積極的に予算措置を講じていくことが必要となる。
- こうしたことを通じて、都道府県等や各施設においては、地域の実情を踏まえて、関係者と十分に協議の上、積極的に検討・計画し、取り組んでいただきたい。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」「弱み」も踏まえつつ、都道府県等とも調整の上で、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべきである。

施設養育の高機能化の方向性

- 家庭での養育が困難な子ども及び年長でこれまでの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備

- ②養子縁組支援やフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

- ・ 上記の目指すべき姿を達成するための方針について、以下に示す。

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方

- ・ 今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。
- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進めるに当たっては、乳児院・児童養護施設においては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。
- ・ また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが、高機能化に当たっての原則となる。
- ・ ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、「新しい社会的養育ビジョン」に示されたような、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね4単位程度まで）にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。
- ・ 「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知（最終改正平成30年3月30日））、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（最終改正平成30年3月30日））においては、都道府県（児童相談所）等に対して、施設入所の理由として、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合については、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。また、厚生労働省においても、早期家庭復帰や里親委託等につながるよう、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。これらと施設における取組を通じて、家庭養育への早期移行に結びつけていくことが求められる。
- ・ また、子どもの利益に反さない限り、児童福祉法第3条の2で最も優先される家庭復帰に向けた保護者や家族等への支援が重要であることは言うまでも無い。
- ・ これを実践していくためには、個々の子どもやその家族の支援ニーズに合った養育・支援の具体化が不可欠である。
- ・ 一方で、年長児等で家庭生活に拒否的になっているために家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもが、社会において自立的生活を形成、維持しう能力を形成し

ていくことも求められる。改正児童福祉法においても、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所者のうち大学進学中の者に対しては、必要に応じて20歳を超えて支援することを可能とするなど、年齢にかかわらず「支援の必要性」に応じた継続的な支援が必要となる。

- ・ また、在宅支援機能や里親支援機能等の多機能化・機能転換を図り、行政と協働して代替養育経験者のアフターケアに取り組んでいくことも求められる。
- ・ このような養育・支援の具体化に向けて、各施設は児童福祉法第3条の2による「できる限り良好な家庭的環境」において、養育機能を高機能化していくことが求められる。具体的には、
 - ① 子どもの権利が保障されていること。
 - ② 生活単位を小規模化し、それぞれ独立性と自律性を備えたものとしていくこと。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、より小規模な生活単位とすることが求められること。
 - ③ 特定の職員のチームによる継続的・安定的な関係性を有すること。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心理職等の専門職とも連携して、より手厚いチーム体制が求められること。
 - ④ 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係性を有すること。
 - ⑤ 早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等に向けて、心理職等の専門職との協働や医療機関等とも連携して子どもや保護者等への支援を行うこと。その際、移行期の子どもの環境変化への不安や、次の養育の場への適応等について、十分配慮すること。
 - ⑥ 年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、社会において自立的生活を形成、維持しう能力を形成していくなど、適切な自立支援及びアフターケアが行われること。その際、年齢にかかわらず支援の必要性に応じた継続的な支援が提供されること。
 が求められ、十分な支援体制を構築していく必要がある。

2. 多機能化・機能転換のあり方

- ・ これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化により発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中でも発揮していくべきである。
- ・ このような多機能化・機能転換に当たっては、社会的養育のニーズが地域により異なり、これまでに各施設が担ってきた役割や機能も異なることを踏まえる必要がある。
- ・ 各施設の取組には、様々なバリエーションが考えられるが、以下に求められる機能とその意義及び課題を示す。

①一時保護委託の受入体制の整備

- ・ 一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、都道府県等においては、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。
- ・ この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護につい

ては、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育でもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、児童福祉法第3条の2に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、良好な家庭的環境にあって、個性が尊重されるべきである。

- また、あわせて子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましく、幼稚園や児童発達支援センター等に通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設への通所が可能となるよう配慮すべきである。
- こうしたことを踏まえると、乳児院・児童養護施設においては一時保護が必要な子どもに対して適切な支援を行えるよう、受入体制を整備していくことが求められる。
- その際、一時保護については、受入時期が予測できないため、受入のための職員体制を維持しておくことや、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮することが必要となる。

②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

- 乳児院・児童養護施設においては、これまでも子どもを家庭養育へとつなげてきたが、家庭養育優先原則を進めるうえでは、施設がフォスタリング機関として、里親と養育チームとして協働するなど、里親支援機能の更なる充実が求められる。
- 施設養育は、家庭養育優先原則の下では、家庭での養育が困難な子ども等の呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められるが、フォスタリング機関として多機能化すること等により、里親等委託後の子どもを継続して支援していく体制を充実させることが可能となる。
- また、民間あっせん機関が行う養子縁組のあっせんに当たっての子どもの保護や、適正な養子縁組のあっせんの促進を図るため、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が平成30年4月から施行されるが、乳児院・児童養護施設においては、あっせん前の一時的な養育や養親希望者の養育実習の受入などについて、民間あっせん機関との連携を進めていくことも求められる。
- これらを推進する上では、フォスタリング業務等に従事する職員の確保や里親に対するレスパイト・ケアなど支援体制を充実していくことが必要となる。
- また、フォスタリング機関は、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育が求められ、これを実践していく際には、「フォスタリング機関及びその業務に関

するガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を十分に踏まえて取り組むことが必要となる。

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

- 改正児童福祉法においては、基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）の設置や、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないこととされた。また、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）により、保護者に対する指導への司法関与が強化されるなど、在宅支援の充実に向けた法整備が行われた。
- 乳児院や児童養護施設においては、これまでも入所中の子どもの家族や、家庭復帰や養子縁組につなげられた子ども及びその家族への支援はもとより、地域の住民に対する児童の養育に関する相談・助言や、ショートステイ事業や子育て支援拠点事業などの市区町村事業に取り組んできたが、今後は、これまで培ってきた社会的養育に関する専門性を十分に発揮し、児童相談所や市区町村等の関係機関とも連携しながら、在宅支援の取組を更に充実させていくことが求められる。
- また、乳児やその家族を支えてきた乳児院においては、妊娠期から出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への支援に関し、市区町村保健師や保健所保健師などと協働し、母子ともに入所させて支援することも含めて取り組んでいくことが求められる。
- これらを推進する上では、児童相談所や市区町村等の関係機関との連携の強化や在宅支援のための職員体制の充実、地域における子育て中の親への支援を提供する等の子育て支援機能や特定妊婦支援のための職員体制・産科医療機関等との連携体制の充実が必要となる。

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。
- なお、平成30年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、逐次改正していくこととしている。

1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化

①施設養育の専門性の強化

- 専門職の加配（心理療法担当職員、看護師）《児童入所施設措置費》

障害等のある子どもや虐待を受けた子どもなど心理的ケアが必要な子どもや、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的なケアを実施するための、専門職を加配することを可能とする。

【要 件】

（心理療法担当職員）

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 乳児院においては心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 10 人以上に対して心理療法を行うこと。
- ・ 児童養護施設においては心理療法を行う必要があると認められる子ども 10 人以上に対して心理療法を行うこと
- ・ 心理療法担当職員を配置すること。等

（被虐待児受入加算（心理療法担当職員））

- ・ 虐待を受けた子どもが入所（一時保護を含む）している場合に入所後 1 年間加算される。

（看護師（児童養護施設））

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 児童養護施設において、虐待を受けた子どもや服薬管理が必要な子ども等医療的な対応が必要な子どもが 15 人以上いること。
- ・ 看護師を配置すること。等

（乳児院病虚弱等児童加算費（看護師））

- ・ 子どもの生活支援等に要する時間や医療的観察行為の頻度等に基づき算定される介護度が一定の基準を超える場合に加算される。

【補助額等】

（心理療法担当職員）

- ・ 1 施設当たり月額*：約 46 万円
- * その他地域の場合

（被虐待児受入加算（心理療法担当職員））

- ・ 対象児童 1 人につき月額：26,100 円

（看護師（児童養護施設））

- ・ 1 施設当たり月額*：約 40 万円
- * その他地域の場合

（乳児院病虚弱等児童加算費（看護師））

- ・ 対象児童 1 人につき月額：100,190 円

ii 親子関係再構築支援（家族療法事業）《児童入所施設措置費》

入所する子どもやその家族等に対して、面接や宿泊交流、心理療法等を行うことにより、家庭機能の回復や生活環境の調整を図り、早期家庭復帰に向けた支援を可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。

- ・ 入所する子どもやその家族、在宅のひきこもりの子どもやその家族に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施すること。
- ・ 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等を設けること。等

【補助額等】

- ・ 実施延べ家族数年間 125 家族以上：約 201 万円
- ・ 実施延べ家族数年間 125 家族未満：約 101 万円

※ その他、施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施する家庭支援専門相談員も活用する。（P15 参照）

iii 個別化を進めるための職員の加配（配置改善加算、小規模グループケア加算）
《児童入所施設措置費》

小集団を生活単位とした個別の関係性を持った養育を行うための専任職員の配置を可能とする。

【要 件】

（配置改善加算）

- ・ 児童指導員、保育士等の年齢別配置基準を以下に引き上げた場合に加算。
0・1 歳児 1.6：1 → 1.5：1、1.4：1、1.3：1
年少児（3 歳～） 4：1 → 3.5：1、 3：1
少年（学童期～） 5.5：1 → 5：1、4.5：1、 4：1

（小規模グループケア加算）

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 1 グループ当たりの児童数 乳児院 4～6 人、児童養護施設 6～8 人
- ・ 専任の児童指導員又は保育士 1 人及び管理宿直等職員（非常勤可）を配置すること。
- ・ グループごとに居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。等

【補助額等】

（配置改善加算）

- ・ 配置基準の引き上げ幅に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号、以下「最低基準」という。）に基づく配置基準による額との差額を上乗せ

（小規模グループケア加算）

- ・ 1 グループ当たり月額：約 57 万円*
* その他地域の場合、児童指導員又は保育士 1 人及び管理宿直等職員（非常勤）の人件費等を算定、1 グループ当たりの児童数にかかわらず同額が補助される。

iv 地域小規模児童養護施設《児童入所施設措置費》

地域分散化した小集団を生活単位とした施設の設置及び専任職員の配置を可能とする。

【要 件】

- 以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより設置される。
- ・ 1 施設の定員：6 人
- ・ 専任の児童指導員又は保育士 3 人（常勤 2 人、非常勤 1 人）及び管理宿直等職員（非常勤）を配置すること。
- ・ 居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。 等

【補助額等】

- ・ 定員 1 人につき月額：約 21 万円*
- * その他地域の場合、児童指導員又は保育士 2 人及び管理宿直等職員（非常勤）の人件費等を算定。

v 賃借費加算《児童入所施設措置費》

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設について、建物の貸与を受けて実施する場合に、賃借料を補助することにより、地域分散化に向けた取組を促進させることを可能とする。

【要 件】

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の用に供する建物を賃借していること。

【補助額等】

- ・ 賃借費の実費

vi 医療機関等連携強化事業《児童虐待・DV 対策等総合支援事業》

医療機関との連絡調整員を配置することにより、医療機関との連絡調整や通院時の付き添い等、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的養育機能を強化することが可能となる。

【要 件】

- ・ 医療機関等連絡調整員を配置し、医療機関との連絡調整を行うこと。
- ・ 通院時の付き添いや、医療的ケアが必要な子どもに対する日常生活上の支援等を行う場合は看護師とすること。

【補助額等】

- ・ 看護師以外を配置する場合 1 施設当たり年額：1,920 千円
- ・ 看護師を配置する場合 医療的ケアが必要な子どもの人数に応じて補助
 - ・ 1～5 人以下 1 施設当たり年額：2,025 千円
 - ・ 6～9 人以下 1 施設当たり年額：4,698 千円
 - ・ 10 人以上 1 施設当たり年額：6,192 千円

②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化

i 社会的養護自立支援事業《児童虐待・DV 対策等総合支援事業》

年長児等で家庭復帰等へとなぐことが困難な子どもに対して、都道府県等に配置される支援コーディネーターが、対象者や施設等の関係者による会議を経て作成する継続支援計画を基に、必要に応じて 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き施設等に居住して必要な支援を提供する体制を確保するとともに、生活相談や就労相談等を行うための体制を確保することを可能とする。

【要 件】

（居住支援、生活費支援）

- 以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。
- ・ 支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、措置解除後も特に支援が必要な者に対し、引き続き、施設に居住させ必要な支援を行うこと。 等

（生活相談支援）

- 以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。
- ・ 生活相談支援担当職員 2 人又は 1 人を配置すること。
- ・ 退所を控えた者及び退所後の者からの地域生活を始める上で必要な知識や社会常識を学ぶための講習会等の実施や、相談に対して助言等を行うこと。
- ・ 退所者が気軽に集まれる自助グループ活動の育成支援を行うこと。 等

（就労相談支援）

- 以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。
- ・ 就労相談支援担当職員 1 人を配置すること。
- ・ 雇用先となる職場の開拓や、就職面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行うこと。
- ・ 相談室等を設けること。 等

【補助額等】

（居住支援、生活費支援）

- ・ 居住支援 対象者 1 人につき月額：285 千円
- ・ 生活費支援
 - 就学・就労をしていない者 1 人につき月額：約 50 千円
 - 就学している者 1 人につき月額：約 11 千円
 - 児童用採暖費 対象者 1 人につき月額：約 2 千円

（生活相談支援）

- ・ 常勤職員 2 人を配置する場合 1 施設当たり年額：約 1,211 万円
- ・ 上記以外の場合 1 施設当たり年額：約 882 万円

（就労相談支援）

- ・ 1 施設当たり年額：約 573 万円

ii 児童養護施設分園型自活訓練事業＜児童入所施設措置費＞

退所前の一定期間、子どもを敷地外のアパート等に居住させ、自立に向けた訓練を行うことにより、円滑に退所後の自立した生活に移行することを可能とする。

【要 件】

- 以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。
- ・ 訓練を行う居住場所は敷地外の独立家屋又はアパートとし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- ・ 訓練期間は、退所予定日の概ね1年間とし、定員は6人程度とすること。
- ・ 各月初日の平均入所児童が4人を下回らないこと。等

【補助額等】

- ・ 1施設当たり年額：約476万円

iii 施設入所児等社会復帰促進事業＜児童入所施設措置費＞

退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所後に生活面や就労面の不安等により一時的に施設に戻る場合の居場所を提供すること等により、施設退所後も安心して相談できる体制を確保することを可能とする。

【要 件】

- 以下の事業の実施について、都道府県等から認定されることにより適用される。
- ・ 退所者を施設に招き、入所する子どもとの交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所する子どもの社会復帰への自立意欲の向上を図る事業等。
- ・ 退所者が、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻るができるよう、施設における居場所を確保する事業。

【補助額等】

- ・ 1事業当たり年額：30万円

2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

①一時保護委託の受入体制の整備

i 暫定定員の計算方法の特例＜児童入所施設措置費＞

一時保護の受入体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。

* 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該特例により8.6割まで許容される。

【要 件】

- 以下の要件を満たす場合に適用される。
- ・ 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設。
- ・ 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。

【補助額等】

（モデル施設）

- ・ 措置児童数（延べ日数）：7,300日*¹
- ・ 一時保護委託児童数（延べ日数）：509日*²
 - *¹ 年間の措置人員の平均が20人の場合（平成28年度実績）
 - *² 年間19件、1人当たり26.8日委託されている場合（平成28年度実績）

（暫定定員の計算方法）

通常：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.11
＝24人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

特例：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.16
＝26人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

【確保可能な職員数】

（乳児院）

- ・ 看護師又は児童指導員、保育士：1～3人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数10人の場合：1人程度、入所児童数30人の場合：3人程度）

（児童養護施設）

- ・ 児童指導員、保育士：1～2人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数30人の場合：1人程度、入所児童数60人の場合：2人程度）

ii 一時保護実施特別加算費＜児童入所施設措置費＞

安定的な一時保護の受入体制を整備するため、施設の定員外に一時保護専用施設を設けることにより、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮を可能とするなど個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施に資する。

【要 件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 施設の敷地内又は敷地外に一時保護のための居室等の専用設備を設けること。（定員4～6人）
- ・ 一時保護のための専任職員（児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員（非常勤可））を配置すること。
- ・ 児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。

【補助額等】

- ・ 保護単価*¹ 定員1人につき月額：208,010円
- ・ 年齢別加算*² 現員1人につき月額
乳 児：206,110円、1歳児：192,910円、
2歳児：136,900円、年少児：29,060円
- ・ 乳児等受入加算費*³ 3歳未満児1人につき月額：2,410円

- ・その他（一般生活費等*⁴） 措置により入所している子どもと同水準

- * 1 その他地域の場合、児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員（非常勤）の人件費等を算定
- * 2 その他地域の場合、学童期の子どもの配置基準とそれぞれの年齢別配置基準の差分に係る人件費等を算定
- * 3 補助職員の人件費等を算定
- * 4 寒冷地加算、事務用採暖費加算、除雪費加算、学習指導費加算、特別指導費加算、一般生活費、被虐待児受入加算、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、児童用採暖費、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費

【確保可能な職員数】

（乳児院）

- ・児童指導員又は保育士：3人*、管理宿直等職員：非常勤1人
- * 1月あたり1.6人程度の乳児を一時保護委託された場合。（職員2人分の費用は児童数にかかわらず固定的に補助される。）

（児童養護施設）

- ・児童指導員又は保育士：2人、管理宿直等職員：非常勤1人

iii 送迎加算≪児童入所施設措置費≫

校区外の施設から原籍校に通学する際や、被虐待児等で職員の学校への付き添いが必要な場合等の送迎費用を補助することにより、学習権や学校生活の連続性を保障することを可能とする。

【要 件】

職員が学校に一時保護された子どもを送迎する場合に加算

【補助額等】

送迎が必要な子ども1人につき：1,860円×送迎延べ日数

【確保可能な職員数】

必要に応じて担当職員を配置

②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

i 里親支援事業≪児童虐待・DV対策等総合支援事業≫

以下の業務に従事する専任職員の配置を可能とする。

【要 件】

（里親委託推進等事業）

- 以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。
- ・里親等委託調整員を配置すること。
- ・委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会等、委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行うこと。

- ・里親等に委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成すること。等

（里親トレーニング事業）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・里親トレーニング担当職員を配置すること。
- ・未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図り、委託可能な里親を育成すること。等

（里親訪問等支援事業）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・里親等相談支援員を配置すること。
- ・里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行うこと。等

【補助額等】

（里親委託推進等事業）

- ・1か所当たり年額：約632万円～約1,010万円*
- * 里親等委託調整員1人の人件費等の他、委託調整補助員（非常勤）の配置を可能とする人件費等を算定、新規里親委託件数に応じて補助額が増額される。

（里親トレーニング事業）

- ・1か所当たり年額：約745万円*
- * 里親トレーニング担当職員1人の人件費等を算定

（里親訪問等支援事業）

- ・1か所当たり年額：約971万円*¹
- ・心理訪問支援員配置加算*²
常勤職員を配置する場合 1か所当たり年額：約500万円加算
非常勤職員を配置する場合 1か所当たり年額：約155万円加算
* 1 里親等相談支援員1人の人件費等を算定
* 2 心理療法担当職員1人の人件費等を算定（配置する場合の加算）

【確保可能な職員数】

- ・里親支援担当職員*：5人（常勤4人、非常勤1人）
- * 里親等委託調整員、調整補助員（非常勤）、里親トレーニング担当職員、里親等相談支援員、心理訪問支援員

ii 里親等への支援を担う担当職員の配置（里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員）≪児童入所施設措置費≫

入所する子どもの里親等委託に向けた調整や、委託後の支援、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するための担当職員を配置することを可能とする。

【要 件】

（里親支援専門相談員）

- ・ 里親支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの里親等委託に向けた支援や委託後のアフターフォローとしての支援、新規里親の開拓や地域の里親家庭への訪問等による相談支援等を実施。

（家庭支援専門相談員）

- ・ 家庭支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施。

【補助額等】

（里親支援専門相談員）

- ・ 1施設あたり月額*：約46万円
 - * その他地域の場合、里親支援専門相談員1人の人件費等を算定

（家庭支援専門相談員）

- ・ 1施設あたり月額*：約46万円
 - * その他地域の場合、家庭支援専門相談員1人の人件費等を算定、定員30人以上の施設においては2人まで配置することが可能

【確保可能な職員数】

- ・ 里親支援専門相談員：1人
- ・ 家庭支援専門相談員：1人

iii 暫定定員の計算方法の特例《児童入所施設措置費》

入所する子どもの里親委託に積極的に取り組む施設の運営体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。

* 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該特例により8.6割まで許容される。（2.①のiと組み合わせると8割）

【要 件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されていること。
- ・ 年間の入所児童のうち1割以上（前年度実績）の子どもを里親へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組むこと。

【補助額等】

（暫定定員の計算方法）

通常：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.11
＝24人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

特例：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.16
＝26人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

【確保可能な職員数】

（乳児院）

- ・ 看護師又は児童指導員、保育士：1～3人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数10人の場合：1人程度、入所児童数30人の場合：3人程度）

（児童養護施設）

- ・ 児童指導員、保育士：1～2人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数30人の場合：1人程度、入所児童数60人の場合：2人程度）

iv 里親に対するレスパイト・ケア《児童入所施設措置費》

里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、施設において子どもの養育を一時的に行うことを可能とする。

【要 件】

- ・ レスパイト・ケア実施施設としてあらかじめ都道府県等から指定を受けること。

【補助額等】

- ・ 子ども1人当たり月額：5,600円

【確保可能な職員数】

- ・ 必要に応じて担当職員を配置

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

i 児童家庭支援センター運営事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

地域・家庭からの相談や、市区町村からの求めに応じた助言、児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要 件】

- ・ 最低基準等に基づき、相談室の設置や相談等の業務を担当する職員（職員2人及び心理職（常勤又は非常勤））を配置する等の要件を満たし、都道府県等から設置の認可を受けることにより適用される。

【補助額等】

- ・ 事務費
 - 常勤心理職配置の場合 1か所あたり年額：約1,149万円
 - 非常勤心理職配置の場合 1か所あたり年額：約765万円
- ・ 事業費 1か所あたり年額：約7万円～約515万円*
 - * 相談等の件数に応じて補助額が増額される。

※ 別途、開設のための準備経費（40万円）がある。

※ 専用設備を設ける場合、別途、施設整備費補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）の活用（約1,900万円）が可能。

【確保可能な職員数】

- ・センター職員：3人（常勤2人*、非常勤1人）
- * 相談等業務担当職員、心理職

ii 指導委託促進事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要 件】

- ・相談等の業務を担当する職員を配置し、都道府県等から委託を受けることにより適用される。

【補助額等】

- ・指導委託1件当たり：106千円

【確保可能な職員数】

- ・担当職員*：1人
- * 委託件数に応じて配置

iii 育児指導機能強化事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

地域家庭や入所する子どもの保護者等への支援のため、育児指導を行う職員の配置を可能とする。

【要 件】

- ・保育士又は児童指導員等1人を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒にいながら伝えるなど、保護者に対する育児指導を行うこと。

【補助額等】

- ・1施設当たり年額：約483万円

【確保可能な職員数】

- ・保育士又は児童指導員：1人

iv 養育支援訪問事業《子ども・子育て支援交付金》

市区町村と連携しながら、養育支援が特に必要と認められる子育て家庭や出産前において養育支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、保健師等が居宅を訪問して養育に関する指導、助言等を行うアウトリーチ型の支援を可能とする。

【要 件】

- ・訪問支援者については、研修受講を必須とする。なお、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士等が実施し、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施する。
- * 養育支援訪問事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第33号）を参照。

【補助額等】

- ・専門的相談支援 1訪問当たり：8,000円
- ・育児・家事援助 1訪問当たり：6,000円
- 民間団体へ委託する場合の運営事務費 1市区町村当たり：564,000円

【確保可能な職員数】

- ・訪問支援者*：1人
- * 訪問件数に応じて配置

v 産前・産後母子支援事業（モデル事業）《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

特定妊婦からの相談や援助、支援計画の作成や関係機関との調整を行うコーディネーター、特定妊婦を居住させて支援するための看護師の配置を可能とする。

【要 件】

- 以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。
- ・予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設すること。
- ・相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成すること。
- ・産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供すること。
- ・出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行うこと。

【補助額等】

- ・コーディネーターの配置等 1か所当たり年額：約703万円
- ・非常勤看護師の配置等* 1か所当たり年額：約573万円
- * 非常勤看護師を配置し、施設において居住支援・養育支援等を実施する場合

【確保可能な職員数】

- ・コーディネーター：1人、
- ・看護師：非常勤1人

vi 子育て短期支援事業《子ども・子育て支援交付金》

ショートステイ事業*¹、トワイライトステイ事業*²として、一時保護まで至らないケースへの支援等を実施*³することを可能にする。

- *¹ 一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。
- *² 平日の夜間又は休日に生活指導や食事の提供等を行う事業。
- *³ 遠隔地の家庭への支援のため、施設が里親等に委託して実施することも可能。

【要 件】

- ・適切に子どもを保護することができる施設*として、市区町村からの委託を受けることにより適用される。
- * 子育て短期支援事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第14号）を参照。

【補助額等】

(ショートステイ事業)

- ・ 2歳未満児、慢性疾患児 1日当たり： 8,630 円
- ・ 2歳以上児 1日当たり： 4,720 円
- ・ 緊急一時保護の母親* 1日当たり： 1,200 円
- * 経済的問題等により緊急一時的に母子ともに保護が必要な場合。

(トワイライトステイ事業)

- ・ 平日夜間の預かり
 - ・ 基本分 1日当たり： 900 円
 - ・ 宿泊分 1日当たり： 900 円
- ・ 休日の預かり 1日当たり： 2,010 円
- ・ 送迎の実施 1施設当たり： 61,710 円

※ 別途、開設のための改修費等(400万円)の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- ・ 担当職員*：1人
- * 受入日数に応じて配置

vii 地域子育て支援拠点事業《子ども・子育て支援交付金》

地域子育て支援拠点事業として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施することを可能にする。

【要件】

- ・ 子育て家庭が集う場を設け、事業の実施にかかる要件*を満たして、市区町村からの委託を受けることにより適用される。
- * 地域子育て支援事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第18号)を参照。

【補助額等】

- ・ 基本事業
 - ・ 一般型*¹ 1施設当たり年額：約795万円*³
 - ・ 連携型*² 1施設当たり年額：約283万円*³
 - *¹ 常設の地域の子育て拠点を設け、利用親子の交流促進、相談支援等を実施。*² 児童福祉施設等において、利用親子の交流促進、相談支援等を実施
 - *³ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

※ 別途、開設のための改修費等(400万円)の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- ・ 担当職員*：2人
- * 一般型の場合、非常勤とすることも可能

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

・ 現行の都道府県推進計画については、改正児童福祉法を受け、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。現在、各施設において策定している小規模化・地域分散化に向けた「家庭的養護推進計画」についても、改正児童福祉法による家庭養育優先原則に則って、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けて着実に見直す必要がある。

・ すなわち、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭の環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現すべきであるとともに、子どもは地域において育成されるという基本的な考え方に立ち、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。

・ 都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性和計画性を精査する。

・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。

・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも

・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに

・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う

といった工夫を行うこと。

・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。

・ 小規模かつ地域分散化の例外としては、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人程度まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

・ 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。

・ 厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能

転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模かつ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。

- また、児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み

- 今後、施設での養育は、虐待等を受けたことにより家庭に対して否定的な情緒を抱えている子どもや、深刻な行動上の問題等のある子どもを真に抱え、それらの問題等の解決を目指した専門性の高い養育を実践していくことが求められる。
- また、フォスタリング機関として里親と養育チームとして協働するなど、これまで培ってきた専門性を多機能化・機能転換を図る中で更に発展させていくことが求められる。
- 乳児院・児童養護施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえで、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠となる。
- このような人材を育成するための研修は、子どもたちの抱える生活課題や発達課題を明確にし、解決するための専門性を高めていくという視点が重要となり、単なる講義中心の研修だけではなく、OJT等の実践的な内容も取り入れ継続的に行われていく必要がある。
- また、小規模かつ地域分散化に当たっては、グループ内での課題が周囲に伝わりにくいなど、職員が孤立しないよう、施設長や基幹的職員などのスーパーバイザーや、各グループのリーダー的職員の育成も欠かせない。
- 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努めることが求められる。
- また、職員の確保のためには、職員が意欲的に学べる場を提供することはもとより、キャリアパス等の整備により、働きがいのある職場を目指す環境づくりも重要である。

2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

- 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成や確保を進める上で、現在、活用可能な研修事業等を以下に示す。
 - ①職員の資質向上のための研修等事業〈児童虐待・DV対策等総合支援事業〉
以下の研修に、施設職員が参加するための参加費用や研修時の代替職員を雇用するための経費を補助している。
 - i 短期研修

各施設種別、職種別に行われる3～4日程度の宿泊研修により、入所児童に対するケアの充実を図る。

- ii 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、障害児施設や家庭の環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
※ 事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

②基幹的職員研修事業〈児童虐待・DV対策等総合支援事業〉

施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象にした基幹的職員研修を開催するための経費を都道府県等に対して補助している。

③処遇困難事例研究事業〈児童入所施設措置費〉

在宅の障害児（者）等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する子どもの養育経験者等を施設に招き、近隣施設の職員と共同で処遇困難事例等の研究会を開催するための経費を施設に対して補助している。

④フォスタリング機関職員研修〈国立武蔵野学院附属養成所（研修部）〉

児童相談所や民間機関等の里親支援を担う職員に対して、里親支援に必要な技術の習得や、里親と関係機関の連携・共働に向けた研修を開催している。

⑤社会的養護処遇改善加算費〈児童入所施設措置費〉

職員の処遇改善や、ユニットリーダー、小規模グループケアリーダー等へのキャリアアップ等を通じた人材確保・育成に向けて、職員給与の改善に必要な経費を補助している。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

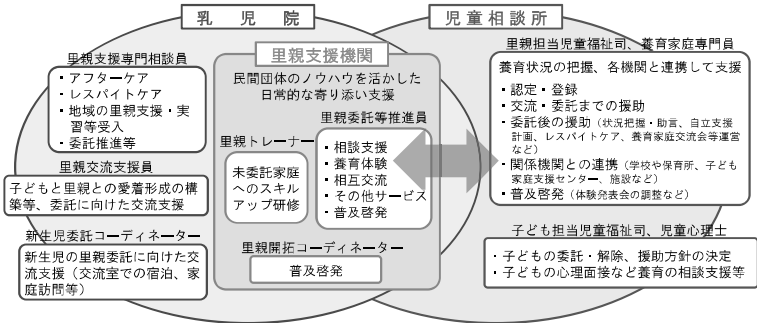
- 前述したとおり、現行の都道府県推進計画については、抜本的に改正された児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。
- この見直しの中で、都道府県等は、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定することとしている。
- 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行うことが求められる。
- その際、都道府県推進計画の見直しに向けて把握した市区町村における取組や、代替養育を必要とする児童数及び里親等委託が必要な児童数、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な児童数、在宅支援ニーズの見込みなどの

都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を踏まえて、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮することが必要である。

（参考）乳児院・児童養護施設における取組事例

【二葉乳児院（社会福祉法人二葉保育園）における取組】

- ①家庭復帰に向けた取組
- ・入所打診から入所日までの間に確認しておくこと
 - ・ 看護サマリーを確認
 - ・ 親の状況を確認
 - ・ 関係機関の関わりを確認
 - ・ 入所当日の同行者の確認
 - ・ 入所段階で考えている方針（家庭引き取りの有無。入所期間等）の確認
 - ・ 受け入れクラスの確認、当日までの準備、立ち会い者の確認 等
 - ・入所後から退所日まで
 - ・ 初回面会日には児童相談所の担当児童福祉司が同席
 - ・ 面会前日に体調確認の電話
 - ・ 面会室を活用した面会（親の状況に応じて定期的に面会）
 - ・ 面会を短時間から始めて、徐々に近隣の散歩や昼食介助を経て、外泊へと繋げていく。外泊期間も段階的に増やしていく。
 - ・ 家庭復帰前に関係者会議を実施
 - ・ 多くのケースでは保育所の入所決定後に家庭復帰に移行
- ②里親支援の取組
- ・ 乳児院として、昭和 61 年から 30 年以上に亘り里親支援に取り組む。
 - ・ 里親支援に関わる職員は里親等委託推進員 6 人（うち里親トレーナー 1 人、里親開拓コーディネーター 1 人）の他、乳児院の里親支援専門相談員・里親交流支援員 2 人、新生児委託コーディネーター 2 人の計 10 人。
 - ・ 里親等委託推進員は臨床心理士や、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つほか、乳児院や児童養護施設、児童相談所等での職歴・経験を有している。
 - ・ また、里親等委託推進員を 4 か所の児童相談所に派遣（週 4 回勤務。週 1 回は乳児院において、打ち合わせや合同研修・サロンの企画・運営等を実施。）している。
 - ・ このような体制により、児童相談所職員と密接に連携しつつも、児童相談所とは少し違う立場で、里親と児童相談所との橋渡しをしながら、職員の資格・職歴等に基づく専門性の高さや、民間ならではの柔軟で・長期間に亘る継続的な支援体制を活かした支援を行っている。

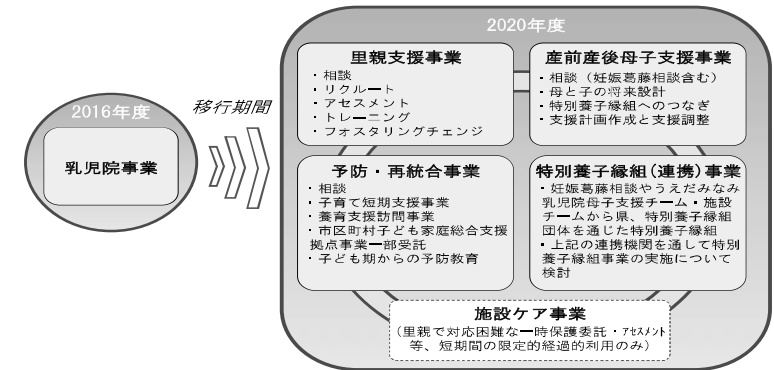


③地域支援の取組

- ・ 地域子育て支援センター二葉として、市区町村から委託を受けて、以下の地域子育て支援活動を実施。
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子どもや子育てに関する相談、育児支援情報提供、保護者の仲間作り支援、親と子のひろばの運営）
- ・ 一時保育事業（未就学児の一時的な保育）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・ ホームスタート（妊婦や未就学児がいる家庭を対象に、研修を受けたボランティアが無償で訪問し、育児や家事と一緒に家庭訪問型子育て支援）等
- ・ 職員は、地域活動ワーカー5人、一時保育2人、ふたばっこ（未就園児の少人数集団保育）2人、ショートステイ専任2人

【うえだみなみ乳児院（社会福祉法人敬老園）における取組】

- ① 2020年度までに、乳児院に里親支援事業、産前産後母子支援事業、予防・再統合事業、特別養子縁組（連携）事業の機能を付加し、多機能化・機能転換を進めることを計画。

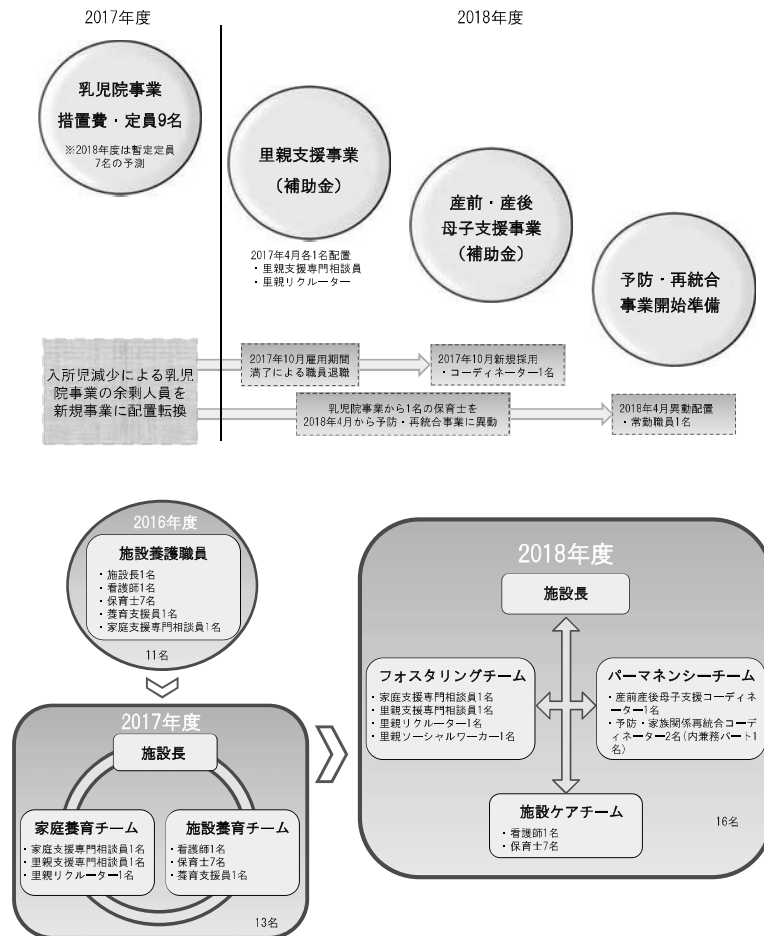


※調整中の内容を含む

- ② 上記の多機能化・機能転換に向けて、長野県や近隣市町村と協議しながら計画的に移行を進めており、平成29年度においては、里親支援事業や産前産後母子支援事業、特別養子縁組（連携）事業に関して、先行して取り組む民間団体からのコンサルティングも受けながら、取組に向けた準備を進めている。また、里親支援事業については、チラシの配布等のリクルート活動を開始している。

事業名	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
施設ケア事業	2018年1月～ 計画的な定員減、一時保護委託、アセスメント等に特化 自治体・関係機関協議			新機能乳児院事業
里親支援事業	← コンサルティング → 2017年6月～ リクルート・アセスメント・トレーニング			
産前産後母子支援事業	自治体・関係機関協議 ← コンサルティング → 10月社会福祉士採用	2017年10月～ 事業開始		
予防・再統合事業	自治体・関係機関協議	2018年4月～ 事業開始		
特別養子縁組（連携）事業	← コンサルティング → 2017年度後半～ 県や他の民間団体との連携、事業開始 組織内検討・自治体・関係機関協議			

- ③ 里親への移行等による入所児童数の減少に併せて、現行の予算事業も活用しながら、計画的に職員の配置転換を進めるとともに、多機能化・機能転換に向けた職員の増員等を進めることとしている。



【熊本乳児院（社会福祉法人熊本市社会福祉協会）における取組】

- ・ 産前・産後母子支援事業の委託を受けて、特定妊婦等への支援を実施。

（相談体制）

- ・ 専任のコーディネーター1人を中心として、乳児院の職員の協力の下、24時間体制での電話受付体制を確保。
- ・ その他、来所、メール、訪問による相談支援を実施。

（関係機関との連携）

- ・ 産科医療機関、助産師との協力体制を確保し、出産直前の特定妊婦等からの相談受付時に迅速に対応出来る体制を確保。
- ・ 中長期的な生活の場の確保のため、母子生活支援施設や民間シェルターと連携。
- ・ 母子生活支援施設との協議により、出産前からの入所支援体制を確保。
- ・ 生計支援に関して、生活困窮者支援を行う市町村窓口等と連携。
- ・ 養育支援に関して、他の乳児院や児童養護施設とも連携。
- ・ 法律事項に関する相談への対応のため法テラスと連携。

（相談窓口の周知）

- ・ チラシ配布、広報誌、ラジオ、ケーブルテレビを活用した相談窓口の周知。
- ・ 若年の特定妊婦等への対応のため、ホームページ掲載やSNS（フェイスブック）による発信。

（本事業を乳児院が取り組む上での強み）

- ・ 新生児の養育経験値が充分にあること。
- ・ 病児や障害児の養育を行い、そのスキルがあること。
- ・ 保護者に対する日常の養育支援を実施（家庭訪問や来所による支援）するにあたり、そのスキルと実績を積んでいる。
- ・ 乳児院に休日はなくいつでも来所して貰い一緒に施設内で過ごすことで適切な子どもへの関わり方のモデルを見てもらえることができる。
- ・ 保育士、心理士、看護師、栄養士、SW等様々な職種の職員が勤務しておりチームでの保護者及び子どもへの支援が可能である。
- ・ 産科医療機関から直接乳児を預かることも多く、協力関係作りに要する時間を省くことができる。
- ・ 乳児院の職員は、家庭復帰支援や里親委託の過程において、保護者の生活に何が必要かの観察も行っており生活支援を実施するにあたりそのスキルが活かされる。

【至誠大空の家（社会福祉法人至誠学舎立川）における取組】

①小規模化・地域分散化の取組

➤特色・運営上の工夫

（地域小規模児童養護施設）

- ・ 職員数：専任職員３人＋家事・宿直補助者
- ・ 緊急時対応等のため、本体施設（各グループ間）と内線電話を繋げ、日常的に連絡相談や緊急時対応ができるようにしている。
- ・ 本体施設の会議・研修に参加し、理念・支援方針・情報等の共有で職員の専門性情報共有と資質の向上を図っている。
- ・ 子どもの安心安全、プライバシー保護のために、子ども部屋の個室化を可能にする７ＬＤＫの一軒家を賃貸で活用。
- ・ 子どもの部屋は個室化。



➤効果

- ・ 「ふつうの暮らし」に近い生活環境と少人数でプライバシーの確保もできる個室もあり、子どもが「自分の居場所」と思える生活体験が営みやすい。
- ・ 子どもの生活に目が届きやすく、個別の対応もしやすい。「あなたを大切に思っている」、「自分は大切にされている」と実感できる相互作用が生まれやすい。
- ・ 生活集団の規模が小さく、ストレスや刺激を軽減できる。
- ・ 大人との安定した人間関係の中で自己肯定感を育てやすい。
- ・ 日々の生活で調理や家事、暮らし方などが自然に身につく、将来の暮らしのモデルをイメージしやすい。
- ・ 近隣とのコミュニケーションを学びやすい
- ・ 将来の暮らしのモデルをイメージしやすい

②自立支援・アフターケアの取組

➤取組方針

- ・ 自立支援コーディネーター及び職業指導員が中心となり、子ども達が自分の希望と適性に合った進路に進めるよう、また地域社会との交流や施設での生活を通じて、他者との距離感や付き合い方を学び、自立後の家庭及び社会生活において適応し、調和できる能力が養われるような支援を目指す。
- ・ 措置延長を積極的に活用した進学・就労支援、経済的な安定を確保できるような各種奨学金・退所児童の自立支援事業（生活費・家賃・身元保証等）。

➤具体的な取組内容

- ・ 自分の希望する進路に進むための学力支援
中学生・高校生の学力の向上のために、大学生の学習ボランティアや地域の学習塾を積極的に利用している。
- ・ 生活力向上支援
小規模ケアによる生活技術の習得と高校生には自立後の生活を想定してもらい、生活費や学費のシミュレーションを職員と重ねていく。現実を認識し、自立のための必要な準備に繋げている。

・ 社会性向上支援

自立に最も大事な人との繋がる力を養うために、高校生からアルバイト等の就労体験（生活費・進学費用）、地域内企業だけでなく、法人内の保育・高齢者施設の機能を利用、施設・地域内での行事等の運営体験で自信に繋げている。

・ 関係支援団体との連携支援

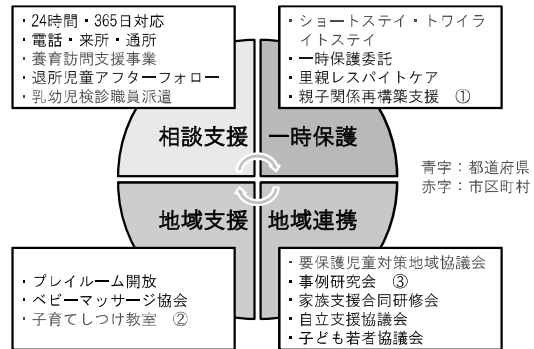
NP0 等団体や企業の社会貢献事業と連携し、奨学金の活用と各種の自立支援プログラムの参加を中学生から勧め、子ども達の知識や社会性を広げている。

・ 就職・進学自立した青年のアフターケア

- ・ 本人の同意を得て奨学金、貸付金の管理を支援。インケア時より、申請手続き・運用等を一緒に進めている。
- ・ 定期的に青年達が施設へ来園、職員が自宅訪問等で相談支援、状況を把握できる関係を築いている。
- ・ 上記の支援を重ねていくことで、進学時から職場定着までの支援、離職時の再就職・住居等の生活支援に繋がっている。
- ・ 退所した青年達が集える場として、複数の児童養護施設が共同で主催するサロン活動の取組が、相談や憩いの場として効果が出てきている。

【清浄園（社会福祉法人清浄園）における取組】

- ・ 児童家庭支援センターを中核として、相談支援、地域支援、一時保護、地域連携に取り組む。
- ・ 職員体制：4人（常勤職員3人、非常勤職員1人）



①親子関係再構築支援

- ・ 入所児童の家族を対象に、一時帰省や、親子での調理や食事、宿泊体験などの子どもとの関わりを、職員が見守りながら実施。
- ・ 家庭復帰の際には、市町村担当者や学校関係者を招き、「家族応援会議」を開催し、子どもの安全を中心とした家庭復帰後の支援体制について、家族とともに確認を実施。

②子育てしつけ教室

- ・ 地域で育児不安や孤立感を感じている子育て中の親に対して、講座を開催して、子育てスキルの向上や、それに伴う育児不安等の解消へと繋げている。

③事例研究会

- ・ 自治体職員、施設職員、小児科医等の一次予防から参事予防までの現場の最前線を担う支援者が集まり、事例検討及び専門家による助言や講義等を実施。（毎月第3金曜日の19時～21時に開催）
- ・ これにより支援者の質の向上や知識及び技術の向上に繋がられている。

児童入所施設措置費等国庫負担金

(平成30年度) (平成31年度予算案) 対前年度増減額
 126,647百万円 → 131,657百万円 (+5,010百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度予算案
予算額	107,613 【108,874】	114,003 【114,853】	122,716 【123,466】	126,647	131,657

※【】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容【主なもの】

(1) 生活単位の小規模かつ地域分散化

項目	内容
児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進	小規模グループケアの定員を引き下げるにより生活単位の小規模化を推進する。 ※既存の施設は当分の間経過措置を設ける 児童養護施設：6～8人 → 6人 児童心理治療施設：5～7人 → 5～6人
児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実	地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を1名加配した場合の費用を支弁する。

(2) 施設の高機能化

項目	内容
児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実	児童養護施設において、ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設し、かつ、当該生活単位における養育体制の充実を図るため、職員を4名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支弁する。 ※小規模グループケア加算との併用不可
乳児院におけるケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実	乳児院において、ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実を図るため、職員を5名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支弁する。 ※小規模グループケア加算との併用不可

(3) 処遇改善

項目	内容
1%の処遇改善	児童養護施設等で働く保育士等に対して、平成29年度に行われた2%の処遇改善から、さらに1%の処遇改善を行う。

5. 拡充内容【主なもの】

(4) 自立支援の充実

項目	内容
補習費（特別育成費）の拡充	児童養護施設等入所者の大学進学を推進するため、「特別育成費」の「補習費」を月額15,000円から月額20,000円（高校3年生については25,000円）に増額する。
通学費（特別育成費）の新設	児童養護施設等入所者の学習機会を確保するため、「特別育成費」に「通学費」を新設し、通学にかかる実費を支弁する。
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における受託支度費の創設	自立援助ホームに入所する児童等が、速やかに生活基盤を整え、就労等の自立に繋げることができるよう、受託支度費を支弁する。 ※虐待等により保護者の援助が見込めない児童等に限る

(5) 一時保護機能の強化

項目	内容
一時保護専用施設の確保の推進	一時保護専用施設を複数設置できるよう「一時保護実施特別加算」の要件を見直す。
一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実	一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実を図るため、「一時保護実施特別加算」に障害児等を受け入れた場合の加算を創設する。

(6) その他

項目	内容
冷暖房費の創設	「冷暖房費」を創設し、夏期の冷房費用を支弁する ※これに伴い、事務用採暖費等を廃止する。

2019年度予算（案）における乳児院・児童養護施設の職員配置の強化策案

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

《児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置》

(1) 分園型小規模グループケア

現状（～2018年度）
定員 6～8人 配置基準 概ね6：3（＝2：1） ※定員6人（小学生以上）の場合 基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人 小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



改善案（2019年度～）
定員 6人 配置基準 概ね6：4（＝1.5：1） ※定員6人（小学生以上）の場合 基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人 小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配 地域分散化加算（仮称） → 常勤1人加配

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 > 小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

現状（～2018年度）
定員 6人 配置基準 概ね6：3（＝2：1） 人員配置 → 常勤2人、非常勤2人



改善案（2019年度～）
定員 6人 配置基準 概ね6：4（＝1.5：1） 人員配置 → 常勤2人、非常勤2人 地域分散化加算（仮称） → 常勤1人加配

Ⅱ 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

現状（～2018年度）
定 員 6～8人*
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人员配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



改善案（2019年度～）
定 員：4人《新設》
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
人員配置 → 常勤3、非常勤2人
※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策② ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実
 > ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職と連携した類型（4人定員の生活単位）を新設
 > 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

現状（～2018年度）
定 員：4～6人
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
※定員4人（0・1歳児）の場合
基本的人员配置（1.3：1）→ 常勤3人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



改善案（2019年度～）
定 員：4人
配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）
人員配置 → 常勤5人、非常勤1人
※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実
 > 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

入所児童が抱える問題等調べ（平成30年6月1日在籍児童（措置停止児童は除く）） 対象児童数 2,722 名
都立・民間児童養護施設集計

事項	ア 反社会的行為								イ 非社会的行為						ウ 精神的・発達のな問題					
	(1) 無断外 泊・無断 外出	(2) 万引き・ 窃盗(施 設外で)	(3) 金品(施 設から) 持ち出し	(4) 暴力・破 壊行為 (施設内 で)	(5) 暴力・破 壊行為 (学校等 で)	(6) 飲酒・喫 煙	計	割合 (%)	(1) ひきこも り・不登 校	(2) 授業妨 害(アの (5)以外)	(3) 施設内い じめ(暴 力を伴わ ない)	(4) その他、 社会性 の未熟	計	割合 (%)	(1) 精神の 病気	(2) 知的障 害(遅 れ)	(3) 広汎性 発達障 害等	(4) LD・ ADHD	計	割合 (%)
該当児童数	158	126	96	340	117	43	880		169	91	152	928	1340		117	389	204	247	957	
対象者割合(%)	5.8%	4.6%	3.5%	12.5%	4.3%	1.6%			6.2%	3.3%	5.6%	34.1%			4.3%	14.3%	7.5%	9.1%		
該当実人数							545						1027						738	
対象者割合(%)								20.0%						37.7%						27.1%
1項目該当児童数							344	12.6%					799	29.4%					601	22.1%
2項目該当児童数							130	4.8%					197	7.2%					117	4.3%
3項目該当児童数							52	1.9%					27	1.0%					14	0.5%
4項目該当児童数							13	0.5%					4	0.1%					6	0.2%
5項目該当児童数							6	0.2%						0.0%						0.0%
6項目該当児童数							0	0.0%						0.0%						0.0%

事項	エ 情緒的な問題						オ 健康上の問題							
	(1) 夜尿、失 禁(小学 生以上 で)	(2) パニック	(3) 性的問 題・性的 暴力等	(4) その他、 対人関 係不調	計	割合 (%)	(1) アトピー等 皮膚疾患	(2) 喘息等呼 吸器疾患	(3) 病弱・虚 弱	(4) てんかん	(5) アレルギー	(6) その他の 医療的ケ アが必要	計	割合 (%)
該当児童数	218	162	219	822	1421		227	157	47	34	381	570	1416	
対象者割合(%)	8.0%	6.0%	8.0%	30.2%			8.3%	5.8%	1.7%	1.2%	14.0%	20.9%		
該当実人数					1048								1014	
対象者割合(%)						38.5%								37.3%
1項目該当児童数					781	28.7%							746	27.4%
2項目該当児童数					231	8.5%							200	7.3%
3項目該当児童数					33	1.2%							58	2.1%
4項目該当児童数					3	0.1%							8	0.3%
5項目該当児童数						0.0%							2	0.1%
6項目該当児童数						0.0%							0	0.0%

	合計該 当事項 数	職員が 服薬管 理等を行 っている 児童	家族対 応に苦慮 している 児童
該当実人数	2,007	861	828
対象者割合(%)	73.7%	31.6%	30.4%
1項目該当児童数	614		
2項目該当児童数	461		
3項目該当児童数	310		
4項目該当児童数	233		
5項目該当児童数	148		
6項目該当児童数	102		
7項目該当児童数	58		
8項目該当児童数	34		
9項目該当児童数	29		
10項目該当児童数	7		
11項目該当児童数	6		
12項目該当児童数	4		
13項目該当児童数	1		

児童養護施設高年齢児童(高等学校に在学中)対象経費

1 措置費

	公立高校	私立高校	内 容
特別育成費	22,910円	33,910円	授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等【月額】
特別育成費 (入学時特別加算)	61,090円		高等学校入学に際し必要な学用品費等【入学時】
資格取得等特別加算	56,570円		特別支援学校高等部在籍児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費【支出が生じる月】
補習費	15,000円		学習塾等を利用した場合にかかる経費【月額】
補習費特別保護単価	25,000円		特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援(家庭教師を想定)を受けた場合にかかる経費【支出が生じる月】
見学旅行費	111,290円		見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科等【修学旅行時】
就職支度費	81,260円		児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費【就職時】
	194,930円		児童の就職に際し必要な住居費、生活費等【就職時】
大学進学等自立生活支度費	81,260円		児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費【進学時】
	194,930円		児童の進学に際し必要な住居費、生活費等【進学時】

2 令和元年度措置費国予算案

項目	内 容
補習費の拡充	月額15,000円から月額20,000円(高校3年生については25,000円)に増額する。
通学費の新設	特別育成費定額分に含まれている通学費について、通学にかかる経費を実費支弁する。

3 サービス推進費

項目	内 容	
特別育成費加算	私立高等学校に係る経費のうち、入学金・授業料・施設関係費の実費及びPTA等の会費、学用品等の合計額から、措置費等で支弁されている分を除いた額	
各種学校等修学金加算	各種学校に係る経費のうち、入学金・授業料・施設関係費の実費及びPTA等の会費、学用品等の合計額から、措置費等で支弁されている分を除いた額	
大学等進学支度金加算	上限700,000円	大学・短期大学の初年度納入金実費。
各種学校等進学支度金加算	上限600,000円	各種学校・専門学校の初年度納入金実費。
就職支度金特別加算	127,070円	措置費の就職支度金特別加算の対象とならないものが対象。
就職支度金住居費加算	上限93,000円	入居時(契約時)までに支払った額に1か月分の家賃を加え、敷金を差し引いた額。

(改正後全文)

雇児発第0330008号
平成17年3月30日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号
【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号
【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号
【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号
【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号
【一部改正】平成30年12月13日子 発1213第3号

都道府県知事
各指定都市市長
児童相談所設置市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

(1) 小規模なグループによるケアは、各グループにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあつては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。

(2) 入所している子どもの居室（乳児院にあつては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

- ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.

- 3㎡以上)
- ② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上
- ③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以上
- (3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（非常勤可）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 児童養護施設及び乳児院については、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアといった小規模かつ地域分散化された施設への移行に努めること。
- (2) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (3) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。また、特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。
- (4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部

（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。
ただし、分園型小規模グループケアについては、この限りではない。
- (3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。
 - ① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
イ 児童養護施設にあっては本体施設の敷地内で行う小規模グループケアの定員の合計を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の敷地内で行う小規模グループケアの定員の合計を35人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室（乳児院にあっては寝室）がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの（乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。）
 - ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの（乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの）
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの
 - ⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、児童心理治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの
 - ⑥ グループごとに玄関がないもの。ただし、平成30年3月31日以前に設置された小規模グループケアについては、この限りではない。
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

東京都のグループホーム等の状況について

1. グループホーム等の概要 別紙1のとおり

2. 事業推移

昭和60年 4月	施設分園型グループホーム（都型）開始
平成12年10月	地域小規模児童養護施設を国が開始。都は、「地域小規模型グループホーム（国型）」として、平成14年10月から開始
平成16年	小規模グループケア制度を国が開始。都は、平成21年度から小規模グループケア地域型ホームとして開始（平成20年度までは本体施設のみで小規模グループケアを実施）
平成27年	国の措置費支弁基準改正により、地域小規模型グループホーム（国型）、小規模グループケア地域型ホーム（国型）の家賃上限が撤廃
平成28年 4月	東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業開始（グループホーム・ファミリーホームを3ホーム以上設置する法人に対して、グループホーム等支援員の配置経費を補助）

3. グループホーム等の整備状況

○実施規模の拡大

○都内の各児童養護施設に少なくとも1か所設置を目指す

⇒ 現在、60施設中51施設が実施

○3か所以上設置施設に、グループホーム支援員（グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業）を配置

（1）グループホーム等整備の推移（各年度3月末の状況）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施 設 分 園 型	57	56	54	52	51	49
地 域 小 規 模 型	59	62	63	69	72	77
小規模グループケア地域型ホーム	15	16	21	22	24	25
合 計	131	134	138	143	147	151

（2）ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

○平成21年度より児童福祉法に位置付け。

○平成20年度まで：養育家庭のうち一定の要件を備えた家庭を指定し、4～6人の児童を委託

○平成21年度から：一定の要件を満たした事業者（社会福祉法人、個人等。ただし、平成21年度は都ファミリーホームから移行のみ。）の届出を受け、5人又は6人の要保護児童を委託

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ファミリーホーム	18	18	20	26

4. グループホーム等設置状況（平成31年3月末）

（1）地域別設置状況（一部委託除く）

＊下段（ ）は都立施設の内数

区 分	本体施設総数	設置施設	未設置施設	設置率
都内施設	52 (2)	47 (2)	5 (0)	90.4% (100%)
都外施設	8 (4)	4 (1)	4 (3)	50% (25%)
合 計	60 (6)	51 (3)	9 (3)	85.0% (50%)

（2）設置施設の設置箇所数

	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所以上	合計
施設数	7 (2)	14	15 (1)	8	4	3	51 (3)
GH箇所数	7 (2)	28	45 (3)	32	20	19	151 (5)

（3）実施形態別状況

	箇所数		
		自己所有	借家型
施設分園型	49 (4)	10	39 (4)
地域小規模型	77 (1)	10	67 (1)
小規模グループケア 地域型ホーム	25	4	21
合 計	151 (5)	24	127 (5)

東京都養護児童グループホームの概要（令和元年度）

別紙 1

区 分		施設分園型グループホーム (都型)	地域小規模型グループホーム (国型)	小規模グループケア 地域型ホーム																																
目 的 及 対 象 者		その生育歴、性向等から判断して、小集団による個別処遇が望ましい児童に対し、本園施設から独立した地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、より家庭的な環境の中で養護を実施することにより、児童の社会的自立の促進を支援する。 なお、小規模グループケア地域型ホームの対象児童は、小規模なグループによるケアが必要な児童とする。																																		
事業開始		昭和60年4月1日 (東京都児童福祉審議会意見具申「新しい社会的養護形態に向かって」(昭和53年5月)を受け、昭和57～59年度まで試行実施)	平成14年10月1日 (国の制度開始は平成12年10月1日)	平成21年4月1日 (小規模グループケアの制度開始は平成16年4月1日。都は20年度まで本体施設でのみ実施。)																																
実施方法		既存の児童養護施設が、その本体施設から独立した家屋において、児童の養育にあたる。																																		
設備等 基準	児童定員	おおむね6人（ 本体施設定員内 ）	6人（ 本体施設定員とは別枠 ）	6人（ 本体施設定員内 ）																																
	住 居	自 己 所 有 又 は 借 家																																		
	職 員	児童指導員又は保育士の有資格者で原則として男女各1名（常勤）＋補助職員（非常勤可）・宿直要員（小規模グループケア地域型ホームにおいては管理宿直等職員）＋グループホーム支援員（3か所以上グループホーム設置の場合）																																		
		常勤1人は本園から（措置費国基準） 常勤1人＋補助職員・宿直要員・GH支援員は都加算（補助）	常勤2人＋その他経費は措置費国基準 補助職員・宿直要員・GH支援員は都加算（補助）	常勤2人のうち1人は本園から（措置費国基準）、もう1人及び管理宿直等職員は小規模グループケア加算（措置費国基準） GH支援員は都加算（補助）																																
	設 備	○ 児童福祉施設最低基準に準ずること ○ 児童居室は原則として一居室当たり2人までとすること ○ 居間、食堂等入所児童が相互交流できる場所を確保すること ○ 区市町村条例に基づく防災機器を設置すること																																		
運 営 経 費 *H30年度実施 単価 (H31.3月時点) (右記算定モデル) 定員50名・特別 区・民改費 14%・職員配置 4:1の施設																																				
		<table><tr><td rowspan="2">国基準 措置費</td><td>一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)</td></tr><tr><td>民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)</td></tr><tr><td rowspan="5">都加算 (補助)</td><td>増配置職員経費 月額 542,870 円</td></tr><tr><td>宿直要員費 月額 101,660 円</td></tr><tr><td>補助職員雇上費 月額 101,660 円</td></tr><tr><td>GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円</td></tr><tr><td>ホーム管理費（借家） 月額 270,000 円 (上限)</td></tr><tr><td>ホーム管理費（自己所有） 月額 109,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">※施設整備補助金の交付を受けたホームは上記に加え月額44,000円</td></tr><tr><td>開設準備費 (礼金、仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)</td></tr></table>		国基準 措置費	一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)	民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)	都加算 (補助)	増配置職員経費 月額 542,870 円	宿直要員費 月額 101,660 円	補助職員雇上費 月額 101,660 円	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円	ホーム管理費（借家） 月額 270,000 円 (上限)	ホーム管理費（自己所有） 月額 109,000 円	※施設整備補助金の交付を受けたホームは上記に加え月額44,000円		開設準備費 (礼金、仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)	<table><tr><td rowspan="2">国基準 措置費</td><td>一般事務費 月額 236,470 円 × 6名 = 1,418,820 円</td></tr><tr><td>民改費 月額 33,106 円 × 6名 = 198,630 円</td></tr><tr><td rowspan="5">都加算 (補助)</td><td>賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)</td></tr><tr><td>宿直要員費 月額 101,660 円</td></tr><tr><td>補助職員雇上費 月額 101,660 円</td></tr><tr><td>GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円</td></tr><tr><td>開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)</td></tr></table>	国基準 措置費	一般事務費 月額 236,470 円 × 6名 = 1,418,820 円	民改費 月額 33,106 円 × 6名 = 198,630 円	都加算 (補助)	賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)	宿直要員費 月額 101,660 円	補助職員雇上費 月額 101,660 円	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円	開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)	<table><tr><td rowspan="2">国基準 措置費</td><td>一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)</td></tr><tr><td>民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)</td></tr><tr><td rowspan="5">都加算 (補助)</td><td>小規模GC加算 月額 13,090 円 × 50名 = 654,500 円</td></tr><tr><td>賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)</td></tr><tr><td>GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円</td></tr><tr><td>ホーム管理費 (自己所有) 月額 109,000 円 (上限)</td></tr><tr><td>開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)</td></tr></table>	国基準 措置費	一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)	民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)	都加算 (補助)	小規模GC加算 月額 13,090 円 × 50名 = 654,500 円	賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円	ホーム管理費 (自己所有) 月額 109,000 円 (上限)	開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)
		国基準 措置費	一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)																																	
			民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)																																	
都加算 (補助)	増配置職員経費 月額 542,870 円																																			
	宿直要員費 月額 101,660 円																																			
	補助職員雇上費 月額 101,660 円																																			
	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円																																			
	ホーム管理費（借家） 月額 270,000 円 (上限)																																			
ホーム管理費（自己所有） 月額 109,000 円																																				
※施設整備補助金の交付を受けたホームは上記に加え月額44,000円																																				
開設準備費 (礼金、仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)																																				
国基準 措置費	一般事務費 月額 236,470 円 × 6名 = 1,418,820 円																																			
	民改費 月額 33,106 円 × 6名 = 198,630 円																																			
都加算 (補助)	賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)																																			
	宿直要員費 月額 101,660 円																																			
	補助職員雇上費 月額 101,660 円																																			
	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円																																			
	開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)																																			
国基準 措置費	一般事務費 月額 221,210 円 × 6名 = 1,327,260 円 (本体から)																																			
	民改費 月額 30,969 円 × 6名 = 185,814 円 (本体から)																																			
都加算 (補助)	小規模GC加算 月額 13,090 円 × 50名 = 654,500 円																																			
	賃借費加算 月額 賃借に係る実費 (礼金を含む)																																			
	GH支援員費（補助） (GH3か所設置) 月額 371,200 円																																			
	ホーム管理費 (自己所有) 月額 109,000 円 (上限)																																			
	開設準備費 (仲介手数料、火災保険料等) 810,000 円 (上限)																																			
根拠規程		東京都養護児童グループホーム制度実施要綱																																		
		地域小規模児童養護施設設置運営要綱 (国)	「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」「児童養護施設における小規模なグループケア実施指針」																																	
運 営 そ の 他 形 態	児童自立 支援施設 提携型	自立支援施設を退所し、高校等に進学した児童を対象としたグループホームを設置することにより、それら児童の自立を支援する。（実施3ヶ所）＜東京家庭学校＞ ＜福音寮＞ 〔常勤2人＋非常勤1人＋提携型加算・非常勤1人〕																																		
設置数 (H31年3 月末現在)		152か所																																		
		49か所	77か所	25か所																																

グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業について

1 概 要

- 1 目 的
- ▶ 法人が、グループホーム・ファミリーホームを3か所以上設置する場合に、本園から支援する職員の体制を強化することにより、OJT等の人材育成の体制を確保し、養育の質の向上を図る。
 - ▶ グループホーム等における支援体制を手厚くすることにより、法人がグループホーム等を開設しやすい環境を整備して家庭的養護の推進を図る。
- 2 内 容
- 本園からグループホーム等を支援する「グループホーム等支援員」を配置する経費を都が補助する。
- 3 支援員の役割
- ▶ グループホーム入所児童等からの苦情解決、人権擁護等
 - ▶ グループホーム等専任職員からの相談対応、助言、指導等
 - ▶ グループホーム入所児童等の自立支援計画作成に係る支援、助言等
 - ▶ 各種情報収集、提供、緊急時対応等
- 4 平成30年度実績 27施設（55名配置）

2 補助基準額等

1 支援員の配置

	グループホーム等 支援員配置数 (補助上限数)
GH・FH3か所	1名
GH・FH4か所	2名
GH・FH5か所	3名
GH・FH6か所	4名
GH・FH7か所	5名

※以降、1か所設置するごとに1名を追加して配置。

2 令和元年度補助基準額（月額）

	補 助 月 額	内 訳
GH・FH3か所	375,000円	375,000円
GH・FH4か所	810,900円	375,000円+(375,000円+60,900円)
GH・FH5か所	1,307,700円	375,000円+(375,000円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円)
GH・FH6か所	1,865,400円	375,000円+(375,000円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円+60,900円)
GH・FH7か所	2,484,000円	375,000円+(375,000円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円+60,900円)+(375,000円+60,900円+60,900円+60,900円)

※以降、1か所設置するごとに、設置数から1を控除した箇所数の月額単価に、以下の算式から得た額を加えた額を補助月額単価とする。・算式：375,000円+{60,900円（設置数-3）}

乳児院・児童養護施設の子育て短期支援事業の実施状況(平成30年度)

ショートステイ

施設種別	施設数	自治体数	利用児童数(延べ日数)	
			2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上
乳児院	7	22	2,552	724
児童養護施設	25	40	495	10,755

※2以上の自治体から受託している施設数→乳児院4施設、児童養護施設8施設

トワイライトステイ

施設種別	施設数	自治体数	利用児童数(延べ日数)		
			夜間養護事業		休日預り事業
			基本分	宿泊分	
児童養護施設	8	8	1,197	0	306

※子ども・子育て支援交付金実績報告より集計

年度末(毎年3月1日)一時保護委託の状況

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保護委託	37	47	63	43	116
民間児童養護	23	19	32	24	67
都立児童養護	5	11	10	2	12
乳児院	9	17	21	17	37

※毎月の入所状況報告より